

埼玉県営住宅等の管理の特例に係る公告
公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。
以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基
づき、埼玉県に代わって県営住宅及び共同施設（以

第 43 期 決 算 公 告			
令和 7 年 12 月 25 日			
東京都中央区八重洲一丁目1番6号			
株式会社東陽E M Cエンジニアリング			
代表取締役 平高 務			
貸借対照表の要旨			
(令和7年9月30日現在) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	311	負債	75
固定資産	344	流動負債	223
		固定負債	356
		資本	100
		剰余金	131
		資本準備金	6
		その他剰余金	124
		利益剰余金	125
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	111
		(うち当期純利益)	(55)
資産合計	655	負債・純資産合計	655

下「県営住宅等」という。)の管理を行うことになつたので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一 管理を行う者の名称
埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等
埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）別表に掲げる県営住宅等

三 管理の内容
イ 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）を行うこと。
ロ 前記イに付随する業務を行うこと。

四 管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十三年三月三十一日まで
令和八年一月三十日
埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号
埼玉県住宅供給公社
理事長 庄司 健吾